

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	皆野町

皆野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業観光課
所 在 地 秩父郡皆野町大字皆野 1420-1
電 話 番 号 0494-62-1462
F A X 番 号 0494-62-2791
メールアドレス nourin@town.minano.saitama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	皆野町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積	金額
イノシシ	果樹	23a	233千円
	野菜	9a	94千円
	イモ類	33a	1,136千円
ニホンジカ	麦類	28a	256千円
	果樹	69a	994千円
	野菜	31a	911千円
ハクビシン	果樹	5a	118千円
	野菜	4a	74千円
アライグマ	果樹	12a	212千円
	野菜	8a	180千円
カラス	—	—	—
ニホンザル	果樹	2a	20千円
	野菜	1a	10千円
ツキノワグマ	—	—	—
カワウ	—	—	—
合計	—	225a	4,238千円

(2) 被害の傾向

令和元年から令和5年度までの農作物被害状況によると、被害金額及び被害量は、ほぼ横ばいであるが、依然イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマの目撃情報は多くあげられている。令和5年度からはアナグマの目撃も増えてきており活動が拡大してきている。 また有害鳥獣全般に、行動範囲の拡大があげられており、今後市街地での農作物被害及び人身被害等が懸念される。 ○イノシシ 豚熱（CSF）の影響があり農作物への被害量・被害金額などは減少傾向であるが、個体数は回復傾向にあり被害の増加が懸念される。出没場所につ

いては山間部及び箕山周辺で目撃されることが多い。

○ニホンジカ

年間を通じて山間部での目撃情報や農作物への被害が多くあげられている。捕獲頭数は年々上昇しているが被害報告は増加傾向にあることから個体数の増加や荒川河川沿いでの目撃、被害が増加するなど生息域の変化が確認されている。

○アライグマ、ハクビシン

農作物被害が発生しており、住宅内への侵入による生活被害が懸念される。被害はほぼ横ばい。

○アナグマ

山間部に止まらず、町中でも目撃情報や農作物への被害が報告されている。被害額や被害面積等については令和6年度以降に報告がされるようになった。

○カラス

現時点で特段の被害は確認されない。

○ニホンザル

秋の時期に、はぐれザルの目撃情報があげられており、今後サルの行動範囲拡大が懸念される。

○ツキノワグマ

出没地域は山間部がほとんどであるが、地域住民や登山客からも目撃情報があげられており、人身被害が懸念される。

○カワウ

現時点で特段の被害は確認されない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	1, 4 6 3 千円	1, 3 1 7 千円
ニホンジカ	2, 1 6 1 千円	1, 9 4 5 千円
ハクビシン	1 9 2 千円	1 7 2 千円
アライグマ	3 9 2 千円	3 5 3 千円
アナグマ	—	—
カラス	—	—
ニホンザル	3 0 千円	2 0 千円
ツキノワグマ	—	—
カワウ	—	—
合計	4, 2 3 8 千円	3, 8 1 4 千円

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	6 5 a	5 9 a

ニホンジカ	1 2 8 a	1 1 5 a
ハクビシン	9 a	8 a
アライグマ	2 0 a	1 8 a
アナグマ	—	—
カラス	—	—
ニホンザル	3 a	2 a
ツキノワグマ	—	—
カワウ	—	—
合計	2 2 5 a	2 0 3 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 皆野町で指定している有害鳥獣捕獲 ・ アライグマ捕獲従事者養成研修会を開催しアライグマ捕獲従事者を養成	・ 皆野町有害鳥獣駆除実施班（北秩父猟友会）へ捕獲を委託しているが、会員の高齢化が進んでおり会員数の減少が懸念されるため、後継者の育成が必要である。 ・ 捕獲従事者への継続的な支援等や新規捕獲従事者の確保が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・ 町単による、防護柵及び電気柵等設置の補助	・ 防護柵、電気柵の維持管理が不十分であるため、指導を徹底していく。
生息環境管理その他の取組	・ 地域学習会の開催、集落環境点検の実施、放任果樹の除去、緩衝帯の設置	・ 地域毎に合わせた効率的な対策を実施していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

1. 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲従事者養成 2. 被害防止対策の普及啓発 3. 地域に応じた被害対策の実施 4. 有害鳥獣捕獲従事者の後継者育成の検討 5. 適切かつ効果的な捕獲の検討 6. 広域連携による鳥獣被害防止対策の検討 7. 第二種特定鳥獣管理計画に基づく野生鳥獣と自然環境の適切な保護管理 8. 皆野ジビエ加工場を活用したジビエ利用の推進 9. ICT・IoTなどを活用した新たな防除技術の実施

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

皆野町有害鳥獣駆除実施班（北秩父猟友会）への委託を基本としている。
アライグマ捕獲については、猟友会による捕獲を実施していくと共に、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲従事者を養成し、捕獲を実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ	箱わな等の整備、捕獲者の育成、研修会の開催
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ	箱わな等の整備、捕獲者の育成、研修会の開催
令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ	箱わな等の整備、捕獲者の育成、研修会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。イノシシについては、国が定める豚熱（CSF）まん延防止のための捕獲強化の方針を考慮し、捕獲数の設定を行った。アライグマについては、埼玉県アライグマ防除計画に基づく捕獲計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	87頭	87頭	87頭
ニホンジカ	140頭	140頭	140頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
カラス	10羽	10羽	10羽
ニホンザル	5頭	5頭	5頭

ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃器、箱わな、くくりわな、巣落とし
実施要諦期間：通年
捕獲予定場所：町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型動物（イノシシやニホンジカ）の捕獲及び捕獲後の止め刺し等を効果的かつ安全に実施するために用いる。実施時期は通年で、市街地等を除く町内全域（人命・財産等に影響が及ぶ緊急時は除く）を対象地とする。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
皆野町	委譲済

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	防護柵 1.5km 電気柵 1.5km	防護柵 1.5km 電気柵 1.5km	防護柵 1.5km 電気柵 1.5km
ニホンジカ			
ハクビシン			
アライグマ			
アナグマ			

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	問い合わせ状況から、個別に指導等の対応を行う。	問い合わせ状況から、個別に指導等の対応を行う。	問い合わせ状況から、個別に指導等の対応を行う。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	地域学習会の開催、集落環境点検の実施、放任果樹の除去、緩衝帯の設

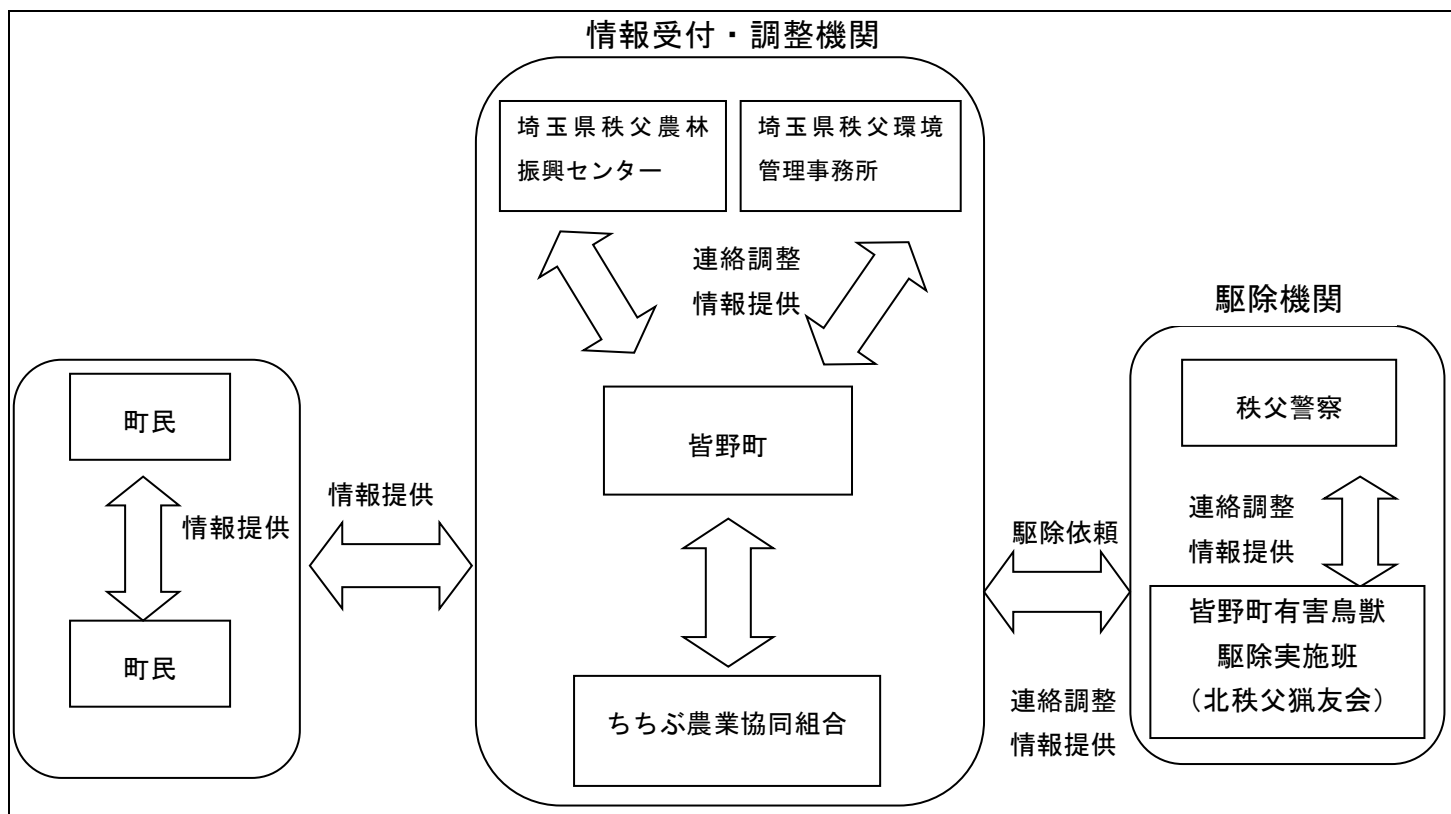
	マ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ	置
令和８年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ	地域学習会の開催、集落環境点検の実施、放任果樹の除去、緩衝帯の設置
令和９年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カラス、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ	地域学習会の開催、集落環境点検の実施、放任果樹の除去、緩衝帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(１) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
秩父警察	被害調査・関係機関との連携を図る。
皆野町有害鳥獣駆除実施班 (北秩父猟友会)	対象鳥獣の駆除、捕獲・関係機関との連携を図る。
皆野町	関係機関との連絡・調整・情報収集・提供
ちちぶ農業協同組合	関係機関との連携を図る。
埼玉県秩父農林振興センター	関係機関との連携を図る。
埼玉県秩父環境管理事務所	関係機関との連携を図る。

(２) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秩父広域市町村圏組合動物用焼却炉へ搬入し焼却処理。
 または埋葬による処理。
 アライグマについては、二酸化炭素を用いた殺処分を行っている。
 食肉として利用できる個体は皆野ジビエ加工場に搬入を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	今まで廃棄していた個体（地域資源）を「皆野ジビエ加工場」を通し、特産品として有効活用していく。
ペットフード	今まで廃棄していた個体（地域資源）を「皆野ジビエ加工場」を通し、特産品として有効活用していく。
皮革	利活用について研究していきたい。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	利活用について研究していきたい。

(2) 処理加工施設の取組

皆野ジビエ加工場（運営：合同会社 Bonpu）

令和5年度から施設稼働しており、皆野町内及び秩父郡市内で捕獲された個体の食肉利用を図っている。国産ジビエ認証の取得に取り組んでおり、高い衛生管理を行っている。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

埼玉県や農林水産省等が実施する講習等の参加を皆野町有害鳥獣駆除実施班（北秩父猟友会）へ促し、人材育成や衛生管理等の知識習得を行う。

また、既存のジビエ処理施設（皆野ジビエ加工場）における新たな担い手の育成も推進していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	秩父地域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	事業の推進・住民への意識高揚
秩父市農業委員会	事業の推進
横瀬町農業委員会	事業の推進
皆野町農業委員会	事業の推進・農作物の保護
長瀬町農場委員会	事業の推進
小鹿野町農業委員会	事業の推進
ちちぶ農業協同組合	事業の推進・住民への意識高揚
秩父漁業協同組合	事業の推進
秩父地区猟政連絡協議会	事業の推進
埼玉県農業共済組合	事業の推進
秩父観光農林業組合	事業の推進
林野庁埼玉森林管理事務局	事業の推進
埼玉大学秩父演習林	事業の推進
埼玉県秩父地域振興センター	事業の推進
埼玉県秩父環境管理事務所	事業の推進、対策の助言・指導
埼玉県秩父保健所	ジビエの活用に関する助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	事業の推進、対策の助言・指導
秩父市猟友会	事業の推進
武甲猟友会	事業の推進

北秩父猟友会	事業の推進・被害対策への協力
奥秩父猟友会	事業の推進
秩父農林振興センター	事務局

協議会の名称	皆野町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
皆野町議会	事業の推進
皆野町農業委員会	事業の推進
ちちぶ農業協同組合	事業の推進
農業生産団体代表	事業の推進
皆野町区長会	事業の推進、住民等への啓発
北秩父猟友会	対策協力
秩父農林振興センター	事業の推進
合同会社Bonpu	事業の推進、ジビエの活用
皆野町	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については設置を検討してきたが、地域の現状・課題等を踏まえ現段階では設置を予定していない。状況の変化や要望などがあれば、総合的に判断し検討していきたい。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

緩衝帯等の整備、住民の安全対策の推進

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・野生鳥獣を集落に呼び寄せる原因である餌場を作らないことが重要であり、放任果樹の管理、除去を行うとともに、不要農作物を放置しない等の対策が必要である。 ・鳥獣を集落に入れないため、繰り返し追い払い活動を実施。 ・地域住民に対し、鳥獣害の正しい知識を獲得してもらうため、研修会等実施する。 ・情報の周知徹底を行い、地域住民及び皆野町、埼玉県と連携し必要に応じた対策を実施。
--